

6 高選管第 189 号
令和 6 年 10 月 11 日

各不在者投票管理者 様

高知県選挙管理委員会書記長
(公 印 省 略)

不在者投票の取扱いについて

不在者投票を取り扱う期間は、選挙人から請求があった場合、公職選挙法施行令第 58 条の規定により、休日、祝日に関係なく不在者投票を行わせなければなりません。

また、不在者投票を行う選挙人がいる以上は、たとえ投票日の前日であって投票日当日に当該投票の送致が間にあわないことが明白であっても、不在者投票を行わせることを拒絶することはできないこととなっています。

つきましては、下記の事項にご留意のうえ、適正な不在者投票の取扱いをお願いします。

記

1 不在者投票を行わせる日時の設定について

不在者投票期間中（10 月 16 日～10 月 26 日）に、一定の期日を不在者投票受付期間として取り扱うことは差し支えありません。

この場合、事前に病院（施設）（以下「病院等」という。）の入院患者（入所者）（以下「入院患者等」という。）に対して、不在者投票を行う日時、場所について十分周知するとともに、時間については、必ず午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に設定してください。

ただし、不在者投票期間中は、入院患者等から不在者投票を行いたい旨の申し出がある場合は、拒絶することはできず、対応しなければなりませんので、不在者投票期間中の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間は、いつでも不在者投票に対応できる体制をとれるように、事前に十分検討しておいてください。

2 事務分担等について

不在者投票事務の事務分担等をあらかじめ定め、事務が正確かつ円滑に行われるようにしてください。

投票立会人（1人以上）、代理投票における補助者（2人）及び事務従事者（人数制限なし）には、事前にそれぞれの職務内容を理解させ、適正な事務処理が行われるようしてください。

なお、投票立会人、代理投票の補助者及び事務従事者がそれぞれの職務を兼務することは違法であり、違法な手続きで行われた不在者投票は無効となるので、特に注意をお願いします。

また、不在者投票管理者（病院長又は当該施設の長）は、不在者投票が行われる場所に必ずしもいる必要はありませんが、不在者投票は不在者投票管理者の管理のもとに行われなければなりませんので、必要があれば直ちに対応ができる体制をとっておいてください。

3 不在者投票の実施について

(1) 投票の設備

投票記載所の設置にあたっては、投票ののぞき見又は投票の交換、その他不正が行われないよう十分な配慮をするとともに、別途交付する「投票にあたって注意していただきたい事項」を必ず掲示し、正しい投票が行われるようにしてください。

また、不在者投票においては、投票を行う場所に候補者の氏名等を掲示することは禁止されています。

(2) 投票用紙等の交付

不在者投票用外封筒には高知県選挙管理委員会の印が刷り込まれており、その下欄には市町村名が記載されているので、市町村名と選挙人の住所を確認して、封筒の交付誤りのないようにしてください。

(3) 不在者投票関係者の配置等

投票を行う場所での不在者投票管理者、投票立会人、代理投票の補助者、事務従事者の配置については、選挙人に監視されているといった印象を与えないよう配慮いただくとともに、当該場所には投票を行う選挙人と不在者投票事務関係者以外の者は立ち入りをさせないようにして、選挙人が自由な意思で投票できる環境作りに努めてください。

4 不在者投票の請求手続きについて

不在者投票の請求手続きを病院等が入院患者等に代わって行う場合は、余裕をもって投票が行えるように、早めに手続きを行うことが求められます。

しかし、法的には選挙人は投票日の前日までは請求手続きをすることが認められており、間に合わないという理由で拒絶することはできません。

したがって、不在者投票の請求手続きについても、不在者投票期間中は、いつでも対応できるような体制を事前に検討しておいてください。

- (1) 別途交付する「不在者投票用紙等の請求依頼書」を選挙人から提出させて当該施設が入院患者等の意思に基づき、不在者投票用紙等の請求を行ったことを明確にしておいてください。
- (2) 選挙人が身体の故障等の事由により「不在者投票用紙等の請求依頼書」を自書できない場合には、施設側が代わって作成し、これを選挙人に読み聞かせることで確認して、その旨を「不在者投票用紙等の請求依頼書」の余白に注記する取扱いで差し支えありません。
- (3) 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付の請求は選挙期日の公示の前でもできるので、別途交付する「不在者投票用紙等請求書」により、関係する市町村選挙管理委員会に対して早めの手続きをとってください。
- (4) 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒（内・外封筒）は、直ちに選挙人に渡さなければなりません。その際、選挙人に保管を徹底するよう伝えてください。

なお、選挙人の承諾のもと施設で保管を行う場合には、特に厳重に保管し、不正行為等のないよう十分注意をお願いします。

5 投票日当日までに間に合わないと思われる不在者投票の請求及び送致手続き等については、不在者投票の期間中は、現実に関に合うかどうかは無関係に、病院等は不在者投票の請求、実施、送致の手続きを行わなければなりません。

このような場合は、次のとおり対応してください。

- (1) 請求については、実際に市町村選挙管理委員会まで赴いて行う、あるいは郵送で行うのいずれでも差し支えありません。

ただし、物理的に困難な場合にまで実際に赴いて行う必要はありませんが、郵送する場合は、「速達書留」郵便で請求していただくようお願いします。

市町村選挙管理委員会は、当該請求を投票日前日の午後5時までに受け取った場合、特定封筒郵便物の交付記録郵便（いわゆるレターパック）等で投票用紙等を郵送します（場合によっては、担当者が持参します）ので、これが不在者投票期間を経過した後に病院等に到着したときは、直ちに当該不在者投票用紙等を返還してください。

現実に関、病院等で対応できる最善の方策をとれば、間に合わない場合においてもその取扱いについて違法性を問われることはありません。

- (2) 実施については、投票日前日の午後5時までは不在者投票を行わせなければならず、これを拒絶することは違法となります。
- (3) 送致については、(1)と同じ取り扱いとしてください。

なお、投票日前日の午後5時に投票が終わったものでも送致の手続きは行わなければならない、これを行わないことは違法となりますので注意してください。

6 不在者投票の送致について

- (1) 不在者投票の送致は、別途交付する「不在者投票送致書」に基づいて行い、代理投票がある場合は、その表面にその件数を記入するとともに、裏面に補助者の氏名を記入してください。

また、請求は行ったが不在者投票が行われなかった不在者投票の投票用紙等についても、「不在者投票送致書」の裏面に記載するとともに、請求した市町村選挙管理委員会に返還してください。

なお、別途交付する「不在者投票請求及び送致日誌」にも記録し、後日の確認が確実にできるようにしてください。

- (2) 不在者投票の送致を郵送で行う場合は、選挙期日等を考慮し、必要に応じて速達便とするなどの配慮をお願いします。

なお、令和元年の法改正で、不在者投票用紙等の郵送については、特定封筒郵便物の交付記録郵便（いわゆるレターパック）の額が措置されたことから、不在者投票管理者が市町村の選挙管理委員会に郵便等で投票用紙等を送致する場合には、その使用をお願いします。

7 その他留意していただきたい事項

- (1) 外部立会人の導入について

平成25年に行われた公職選挙法の一部改正により、不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち合わせることもその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとされたところです。

つきましては、法律改正の趣旨を踏まえ、不在者投票を実施する場合には、外部立会人の導入に努めていただきますようお願いいたします。

- (2) 小選挙区選出議員選挙における高知県の小選挙区について

小選挙区選出議員選挙では、選挙人の住所のある市町村ごとに小選挙区が異なることとなります。

特に、前回同様、高知県の小選挙区は、2の小選挙区により行われることとなります。

このため、各不在者投票管理者におかれましては、高知県内に住所のある選挙人が正しく投票ができるように小選挙区を周知するなど、十分にご配慮くださるようお願いいたします。